

災害等扶助交付金の事後検証の結果を踏まえた
災害等扶助交付金の交付額・精算額の決定及び通知について

第508回理事会（2025年4月23日開催）第1号議案にて議決された災害等扶助交付金に関して、災害等復旧費用の相互扶助運用要領6（1）の規定に基づき事後検証を行った結果、申請に一部誤りがあったことを確認したため、6（2）の規定に基づき交付額（修正後）及び精算を行う額を決定するとともに、対象者へ決定通知書により通知する。

1. 対象事業者

九州電力送配電株式会社

2. 申請件名（案件番号）

（九州エリア）2024年台風10号による被害に対する仮復旧費用
（2024-09）

※上記件名は、申請事業者からの申請件名に基づく

3. 事後検証実施日

（1）事後検証通知日：2025年7月17日

（2）事後検証終了日：2025年10月7日

4. 事後検証の結果

委託費の一部において、申請の一部誤りを確認した。具体的には、事後検証として、追加で詳細な証憑の提出等を受けて確認を行った結果、申請時の証憑に基づき交付金の交付対象とした費用の一部について、交付対象外であったことを確認した。

5. 第508回理事会（2025年4月23日開催）第1号議案にて議決された交付額の修正及び精算額

既交付額	事後検証結果を踏まえた交付額	精算額
1,076,778,000 円	1,076,735,000 円	43,000 円

6. 申請事業者への決定通知書

別紙1の通り

7. 精算額の納入

申請事業者に対し、5.の精算額について、決裁日の翌月末日（2025年11月末）までに、指定口座へ振り込むよう決定通知書（別紙1）により通知する。なお、運用要領6（2）の規定に基づき、振込手数料は申請事業者負担とする。

以 上

【添付資料】

別紙１：災害等扶助交付金の事後検証の結果を踏まえた交付金及び精算額の決定並びに通知について

＜参考＞災害等復旧費用の相互扶助運用要領

6 事後検証について

（１）事後検証について

本機関は、交付額の監査と災害等扶助に関する費用の分析を行うため、交付決定後、申請案件を任意に選んで、交付額の事後検証を行う。なお、明細（応援事業者の費用の内訳が分かるもの）及び証憑はコピーも可とする。

（２）精算について

前項に基づく検証により、申請及び審査不備が発覚した場合には、精算を行う。なお、振込手数料は各事業者が支払う。

(別紙1)

広域総第2025-152号

2025年10月22日

九州電力送配電株式会社

代表取締役社長

今村 弘 殿

電力広域的運営推進機関

理事長 大山 力

災害等扶助交付金の事後検証の結果を踏まえた
交付金及び精算額の決定並びに通知について

貴社からの災害等扶助交付金の申請（「（九州エリア）2024年台風10号による被害に対する仮復旧費用（2024-09）」）に関し、2025年4月23日付で交付金額を決定し、これに基づき、2025年5月30日に貴社に交付金を支払いましたが、今般、災害等復旧費用の相互扶助運用要領（以下、「運用要領」という）6（1）の規定に基づき事後検証を行った結果、申請に一部誤りがあったことを確認したため、6（2）の規定に基づき、下記の通り交付金及び精算額を決定致しましたので通知致します。

記

1. 件名（案件番号）

（九州エリア）2024年台風10号による被害に対する仮復旧費用（2024-09）

2. 事後検証の結果を踏まえて決定した交付金額

1,076,735,000円

3. 精算額

43,000円

4. 決定日

2025年10月22日

5. 精算額支払期限

2025年11月28日

6. 振込先

三井住友銀行 本店営業部 決済用普通預金 4976810

口座名義：電力広域的運営推進機関

(デンリョクコウイキテキウンエイスイシンキカン)

以上